

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野179番地5

氏名 株式会社権田商会
代表取締役 権田 明久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和 7年 8月 7日

許可の有効年月日 令和12年 7月 7日



1. 事業の範囲

中間処理

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類
圧縮：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず 以上4種類
溶融減容：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。） 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野字木毛3番3の一部、4番の一部、5番の一部、6番1、8番1
以上5筆（面積2,045.02m²）

処理施設及び保管施設の概要は2頁から3頁のとおり。

3. 許可の条件

- 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- 中間処理は、2頁に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成17年 7月 8日	指令廃対第764号	新規許可
平成22年11月 9日	-	変更届(代表者)
令和 2年11月17日	指令秩環第317号	更新許可
令和 7年 5月13日	指令産廃第69-1号	変更許可(破碎施設の入替え、 圧縮施設及び溶融減容施設の追加、 4種類の追加、保管施設の追加)
令和 7年 8月 7日	指令秩環第276号	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種別及び能力等

施設の種別	処理能力	産業廃棄物の種別	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	4. 79 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	令和 7年 5月13日 — — — — —
	6. 45 t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	
	4. 30 t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	
	7. 27 t/日 (8時間)	繊維くず 以上1種類	
	6. 63 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	6. 84 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	
	4. 63 t/日 (8時間)	がれき類 以上1種類	
圧縮施設	1. 05 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	平成17年 7月 8日 — —
圧縮施設	2. 32 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	令和 7年 5月13日 — — —
	2. 03 t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	
	1. 68 t/日 (8時間)	繊維くず 以上1種類	
	6. 96 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
溶融減容施設	0. 40 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	令和 7年 5月13日 — —



保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
紙くず 以上1種類	10.0m ²	2.0m(屋内) (3.1m ³ コンテナ×4個)
廃プラスチック類 以上1種類	26.9m ²	2.4m(屋内)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	23.1m ²	2.4m(屋内)
木くず 以上1種類	16.4m ²	2.4m(屋内)
繊維くず 以上1種類	10.0m ²	2.0m(屋内) (3.1m ³ コンテナ×4個)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類	9.0m ²	2.0m(屋内) (3.1m ³ コンテナ×2個 +1.6m ³ コンテナ×4個)
がれき類 以上1種類	9.0m ²	2.0m(屋内) (1.6m ³ コンテナ×8個)
金属くず 以上1種類	9.0m ²	2.0m(屋内) (3.1m ³ コンテナ×2個 +1.6m ³ コンテナ×4個)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。)以上1種類	12.6m ²	3.0m(屋内)
金属くず 以上1種類	2.2m ²	2.0m(屋内) (1.6m ³ コンテナ×2個)
紙くず 以上1種類	2.2m ²	2.0m(屋内) (1.6m ³ コンテナ×2個)
繊維くず 以上1種類	2.2m ²	2.0m(屋内) (1.6m ³ コンテナ×2個)
廃プラスチック類 以上1種類	2.2m ²	2.0m(屋内) (1.6m ³ コンテナ×2個)

(以下余白)